

士族の崩壊過程：主として明治元年から九年まで

新井, わか子 / Arai, Wakako

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

9

(開始ページ / Start Page)

129

(終了ページ / End Page)

134

(発行年 / Year)

1957-01-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011832>

士族の崩壊過程

—主として明治元年から九年まで—

新井わか子

はじめに

明治維新で、公家士族階級がそれ自体の特質を失い、近代的国民へと変転するが、その過程の中で、どの様な過程をとり、その後の歴史に如何に影響するかと言うことは、近代日本の発足の第一前提であり、その特質を大きく規定するものとして重要である。

維新以前の歴史の中で封建支配者層の中核をなしていたと言うだけではなく、崩壊を通じて絶対主義国家に於ける社会、政治、思想、史上に槓杆的役割を果し、全ゆる分野で指導的な立場を当時保っている士族を次の様に考えることができる。

(一) 中央集権的国家権力は、より高度な資本主義的關係が発生し、発展するのを助長するか、その国家権力を維持しているも

のに官僚制度があり、それを補佐し、警護し、発展させるものに軍隊及び警察があり、精神的支柱を何等かに色彩する手段として、教育機関がある。それを組織する人員は、何れも明治政府のうたった様な広い人材の登用はなされないで、初期その多くは士族の占むる所であった。

右の士族は何れも絶対主義国家の骨組及びそれに附属するものであるが故に、又、封建制度の崩壊が西欧と異なる大きな要因を含む故に、日本の特殊性を追及する第一のものとして考究されなければならぬ重要なさが認められる。

(一)の様な形で新組織に組込まれない大多数の士族は、その困窮化と不平を秋月、萩、西南等の乱とし、又、自由民権運動として、野党的色彩の濃いものとなった。その間徐々に原蓄過程は進行し、思想は士族特有の残滓を持ちながら、経済的な生活基盤はプロレタリアート化するのである。

初年から十年までは「三十年計画」の三分の一、「創業の時機」であり、秩祿処分を含む封建家臣団の分解か、一応明治九年に金祿公債化することをもって、ピークと見做し得るため、この時代に一応区切ることとした。

封建制度の崩壊は、「封建家臣団」と「農民—土地」問題の二大支柱の変遷によって、資本主義社会を構成する要因、「本源的蓄積」—「資本家」と、「プロレタリアート」を作出するものである。

わけても「封建家臣団」の分解では、幕藩機構の解体だけでなく、実質的な特権としての秩祿の否定が抜本的対策なのであ

る。何故ならば土地を媒介とした主従関係の契約は「種々の祿」を中心としていたからである。けれども秩祿処分は、祿制の修正程度をもって手初とされ(廃藩置県当時)、明治政府支出の三、四割を占める重荷ではあっても、弱体な政府は士族の反乱動揺を恐れ完全に払拭できず迂余曲折を重ねて解消をすすめるのである。

大正十二年九月の関東大震災で、これら関係の資料を消失したが、再集し秩祿処分の完結を計っている。その間、五十年の歳月を費しても、未だ全部の完了をみていないと言う、長い時間と大きな拵がりを持ち、重要な問題なのである。

一、風 潮

当時、社会一般の風潮はどんな有様であろう。殖産興業、富国強兵と踏出した政府は、今後十年を見通しても、どんな形で、何処に行着くか、見込はなく、人民の生活は衣食住に不十分で「人にして未だ人と称すべからざるもの多く」国は名のみでその実は備わらないでいる。一方、封建的諸拘束の撤廃は、職業、身分、土地使用の自由をもたらし、溢りに事業を転々する人民を嘆かねばならない。企業や経営の無謀のみか、その企業体を支える伝統をもった技術、科学理論、の裏付がないのである。形式が先に立った上からの社会改革が急であった結果、それらが軌道にのるために要求される無理である。他方、新しい文化に接し得ない地域もあって、しばらくの間は世の激変を他所に、変らぬ生活を続けている藩もある。

新しい社会機構の中で生活するために、適応性を身につけようとの努力が為政者、被治者共口になされているが、上層を流れる

時代の変転と、下層に激む消極性、停滞性の差の大きさを見逃すわけにはゆかない。これが大体当時の風潮である。

二、方針の展望

「銳意して王政復古の盛意」を貫徹しようとしている政治方針は大体次の様に展望される。

二十年を十年ずつに分けて計画した時、最初の十年は秩祿の解体であり、解体された労働力と資本が殖産興業（→富国強兵）に転化する母体を作る時機である。

「興業意見」はこの時機の必要性に迫られて、各種の諮問機関を経て現状を分析し、方針をたてるために編纂されたもので、その結論は多少の遅速があっても漸次実現をみたと言う真摯な内容が盛った貴重な資料集である。それは明治二十三年の国会開設にあたって経済上の問題を決する朝野の参考となし、国是を定める基礎となる筈であったが、木戸、大久保の死をはじめ為政者間の構想の違いや、動きだした機構自体の必然的な動きが之を完成させず、明治十八年、二十二年と再度の挫折をみせている。この編纂過程の挫折は明治十年頃の政治方針が二十年前後には変化していたと見得よう。産業経済の発展、諸制度の完備の一斑を二十年前後に得たが、士族授産と表裏的な関係にもあった殖産興業の中に、萌芽的に存在した後進国の市場獲得のための侵略政策が漸く重味を増して、日清戦争に至る一連の動きが方針の中核を占めようとしているための二度の挫折であつたらうと推察される。軽重工業共、明治初年に政府の保護の下に発足するが、数年の後、軽工業のみが多く民間に払下げられており、重工業は採算の合わない

い出費を重ねつゝ保護の下にますます擴張されていたのである。農業的開発を含む軽工業の保護の脱落（それは士族授産の保護の積極性から消極性への変化）と入替つた様に軍備費は増加し、人民の平安幸福を謀るそのコースからは程遠い富国強兵や侵略意図の濃い方針へと変化しつゝあつたのであろう。

大久保、前田の明治前期の主體的方針のゆがみは、国富の増加と共に増加し、侵略者の匂は明瞭になるようである。秩祿処分―士族授産の方針も、それと共に、当然変遷して行くのである。

三、要人達の苦慮

明治元年から約十年間の秩祿処分方法について、木戸、大久保、岩倉、大隈の意見が活潑になる度数を調べてみると、祿税決定（明6・12）、金祿公債発行条令（明9・8）、に關係して最も苦心が払われていることが判る。そこで祿税決定までの文書を調べることによって、夫々の政策、ひいては明治政府の士族に対する考え方が判る。

明治六年以前にも配慮されなかつたわけではない。秩祿の出費削減の方法として、削減か、税か、又それを祿券とするか、現金とするか、等、論議されていたのである。明治三年木戸は「士族の方向を定むべき意見書」の中で、その整理の必要を説くが、情においてしのぶべからざるものとの木戸の苦悩はこと士族問題に關するかぎり、終始一貫してその心中を流れているものであり、抽象的なものではあるが、木戸の人間性が躍如としている。

岩倉は家祿税説から祿券説に発展するが、その矛盾は次の様な

ものである。税を課する祿ならばそれは私有財産と見做したことであるし、私有物は永久に消滅しなくとも仕方がなく、それでは政府の負担がそのままであるから祿券として買上げることとも考えねばならないと言うものである。

これらに比して大久保は「断然減祿案」（明3・11）であるが同十二月、段々議論紛出、遂に遂に祿税の論に帰着していった。が具現は時機尚早で、廃藩置県、要人達の帰朝、祿券買上費の外債募集、等の後のこととなった。即ち明治四年七月以降、中央政府にその主たる力が集中しはじめることとなったが、歳入少く冗費多く財政は逼迫していた。

留守政府内でも問題があったりしたが、六年十月には帰朝者も揃って十一月か祿削の案は審議されるのである。十二月一日、岩倉から大久保宛の書面は、木戸を幾らか支持し、又自説も固持し矛盾した点を含むか、大久保の祿税案は岩倉に奏聞を促す程、殆ど決定的である。

この大久保案に対して木戸の不平はどこにあろうか——。税金は歳入の不足を補うため存在すべきであるのに、大隈は歳入は歳出を上廻ると天下に発表した。この間の矛盾を解くようにと述べ、政策の不統一は人心が動揺し、国家善良の策にあらざるとし、又、諸省中に百万前後の金を濫費しているのに貧弱の人民に諸税を増加しては人民を苦しめることになり、ひいては政府の存在が危くなると言うのである。この三十日の、日記と伊藤宛の手紙に対し、三十一日伊藤から返事、又、夕方、木戸から伊藤へ、更に大久保の意、即ち廟議の結論を伝えるために伊藤が訪問している。

が木戸にとっては、「意外とも案外とも終宵安堵いたす不能。（中略）此義付而は再御光来は御用捨相願度」ものであった。更に十二月六日、『木戸日記』は、「有司多く名争ひ功を貪るの弊増長數百年世襲の士族を速急滅却せんとす。余これを憂ふ久し」として建言するのである。木戸論の抵抗は強いが、すでに第三回廟議があり、家祿、官祿税、家祿奉置制度が決定されている。伊藤の強調にもかかわらず、木戸案は問題にされず廟議は終わったが、三条は岩倉にあてて木戸案を考慮したい文をよせている。全く決定的であるが、なお発表に踏切れず十四日に第四回廟議が開かれている。一方木戸は十五日夜も決定を知らず、岩倉宛に二十一日彼の結論の不可を記している。木戸は肯じないが、大久保の決心はついていたのである。「四方人心恟々」「其着手順序を不誤候得は、何も憂るに足らず候得共、若一步を違之候得ば、終に不可救時宜に立至」と言っている。

木戸の温情、抽象的、比較的粗雑な文面に対し、大久保は具体的に論理があり、情勢をふまえて政策を遂行しようとする鋭さがある。木戸の後向き強調と、いささか新政府の目指す的に外れた所からの反論が、大久保にとって了解しかねるのは当然である。例えば祿税と、歳出、入、の論にしても、共通点は歳入と税であるが、祿は歴史的に減滅されるべきものであり、歳入、歳出は、財政運営の循環の中で問題にされるべきものであって、本質的に抵触のない二つのものである。木戸の苦心をよそに彼を除外して、二十日岩倉は大隈に手紙を送って発表を促し、大久保にも廿四日、祿税のこと内閣打合、廿五日には御発表の事と取りまら

れている。こうして四百二十三、二十五号は六年十二月二十七日に発表されている。

二十三号とは、家祿税法設立の布告であり、大体課税等級を一級から三百三十五級に分け、一級は玄米六万五千石より六万四千石の受祿者で、それに二千二百七十五石を賦課し、最下級は五石五斗より五石までに一升を賦課するものである。四百二十五号は同日同時に布告された家祿奉還規則である。

四、士族の狀態

第三節は廟堂内での処分過程に重点をおいて記したけれども、それらのものを受けた士族達はどの様であつたらうか。

政府の施策 政府は祿税決定、金祿公債発行の後、明治九年、明治十一、十二年に銀行条令を改正し、士族にも株主たる機会を与えている。資本金四〇、二二六、一〇〇円（明九―明十二年度）で、新装を整えた一握の華士族の姿が上層部に再び現れる。

他方、生産資金を貸付している（明12―明23年）。計五、二五五、五九三、四〇〇円で、開墾、その他、殖産興業をもねらう士族授産金である。大方四〇〇九〇年間の一割割引返納であるが、総返済額は不明である。

生活狀況 広島県士族を例にとるとその結果、一戸一人当り平均生活費（上・中・下）は年間十六円であり、米価が年間一人六円とすると残り十円が副食その他の費用で余るものではない。又全国平均一人一ヶ年の下等生活者が約二十円であるが、士族（下等）九円と比較すれば前者より低い。この部に属する士族達は全士族の七〇、八%、それより低い無等が一〇、五%あり、計八一、

三が主食にも事欠く生活をしていたことになる。これは広島県士族の計数で、他県は旧藩毎に事情を異にするが、その差位は、時間の問題であり、大同小異のことである。

賃労働者 倒産する幾多の例中、稀に六工社の様に士族達が創業し、発展しつづけるものもある。そこに働く工女達は国家御奉公的意識をもった士族、豪農の妻女で、気位の高い意識につけこむ様に低賃金である。工女が、この低賃金で働いたし働かせ得たと言ふことは、現在でもプロレタリアートとして自覚の遅いこの部門の女子労働者の生れる一因ではなからうか。又、広島県士族授産仮規則の中でも不完全な賃労働形態は知られるのである。

百六十万人中八十万（明16調、工業従事）がプロ化しているが他の部門を合算し、その七、八割と言つても過大ではない。

職種の變動 上級士族は資本家（銀行の株主など）として十分の保護があつた。併し大多数は些々たる利子と新に物色した職業とそれを支える授産金のみである。「秀れた気力と教養の持主」たる彼等は、新しい産業を育てる先駆者ではあるが、経済變動の激しさと馴れぬ商法のため、寥寥々々星程しか成功をみない。数ヶ年の間にプロレタリアート化するのである。

むすび

日本を近代化する文明は、二つの流の中で発展する。それは、

(一) 再び支配者層に転化した士族

(二) 被支配者層に転落する士族

でそれ／＼各分野での開拓者であつた。

民が持つ様な意識で蔑視できず、徹底的に解決するのである。

(一)から(イ)……古い権威や型を本質的な意味で払拭できない人々によって創られた国家

(二)から(ロ)……温存保護された結果が前提となった人々による近代化である。

(イ)……(一)者によらねばでき上らぬ維新の改革であった。

これらの中に封建性の非払拭、生産機構の半端ずつを残しながらの発展、等という日本の特殊性がみられる。が併し急進的な問題にばかりではなく、残された前述の半封建色の濃い士族層の中に、だが存在する開明性が何故消去して行くのか、それはいわゆる必然性かどうか、表現の仕方、取上げ方に他の方法があるのではないか、と考えられた。